

# 福岡県大規模盛土造成地マップ

作成：平成30年8月

## 背景

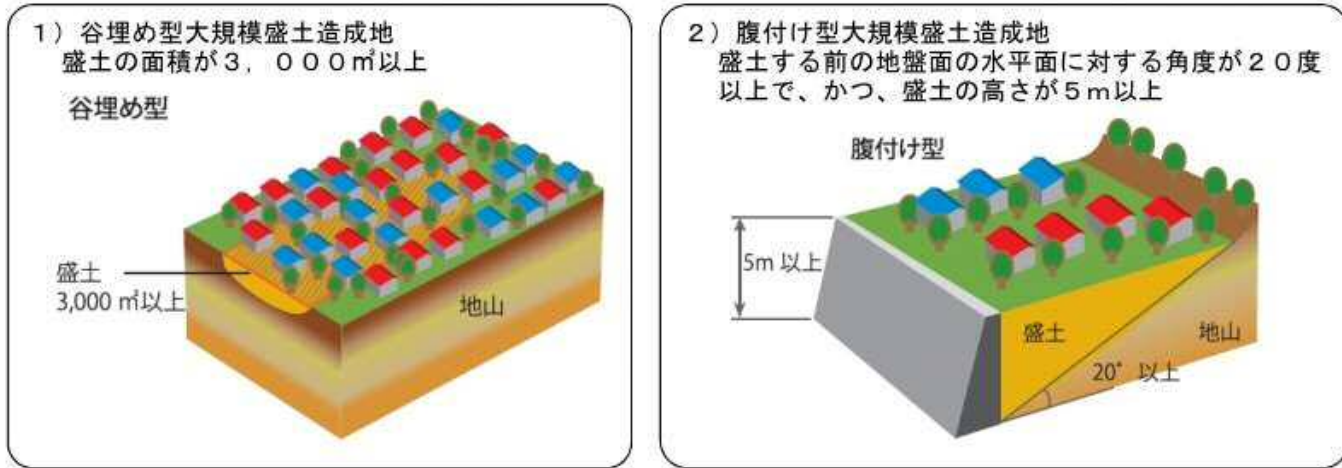
阪神・淡路大震災や東日本大震災等において、谷や沢、傾斜地を埋めた大規模な造成宅地の一部で滑動崩落が生じ、多くの宅地や公共施設に被害が発生しました。  
 そのため、国土交通省は平成18年に盛土造成された宅地の安全性を確保するため宅地造成等規制法を改正、併せて地方公共団体が大規模盛土造成地の把握等を行うために必要な調査費用などを支援する宅地耐震化推進事業を創設し、その箇所を公表することを支援しています。

## 福岡県の取り組み

福岡県では、県内57市町村（北九州市、福岡市、久留米市を除く）の大規模盛土造成地の箇所を把握するため、平成28年度より盛土造成地の抽出に着手し、「大規模盛土造成地マップ」を作成しその情報提供を進めています。

## 大規模盛土造成地とは

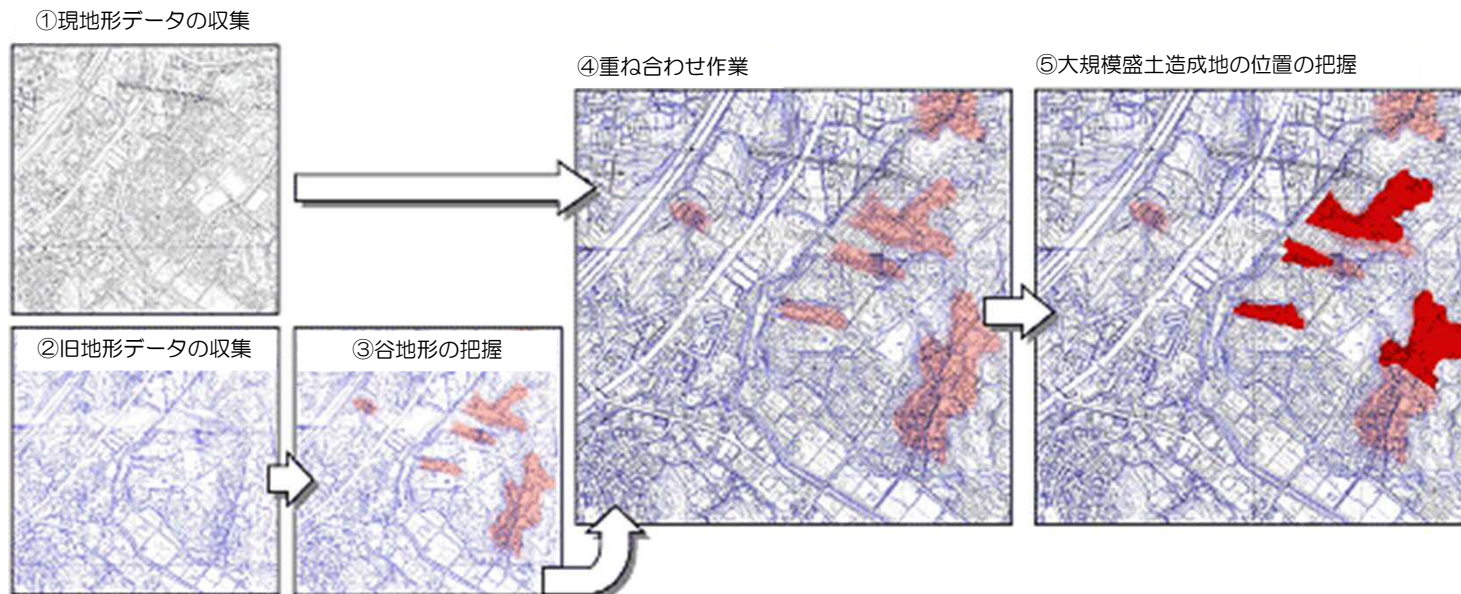
盛土造成地のうち以下の要件に該当するものを「大規模盛土造成地」と呼びます。



出典：国土交通省「わが家の宅地安全マニュアル」（2010.2）

## 大規模盛土造成地の抽出方法

宅地造成前の旧地形図と現在の地形図を重ね合わせることで抽出します。



出典：国土交通省「宅地耐震化の取り組みに関するパンフレット」（2002.12）

## 大規模盛土造成地マップについてのQ & A

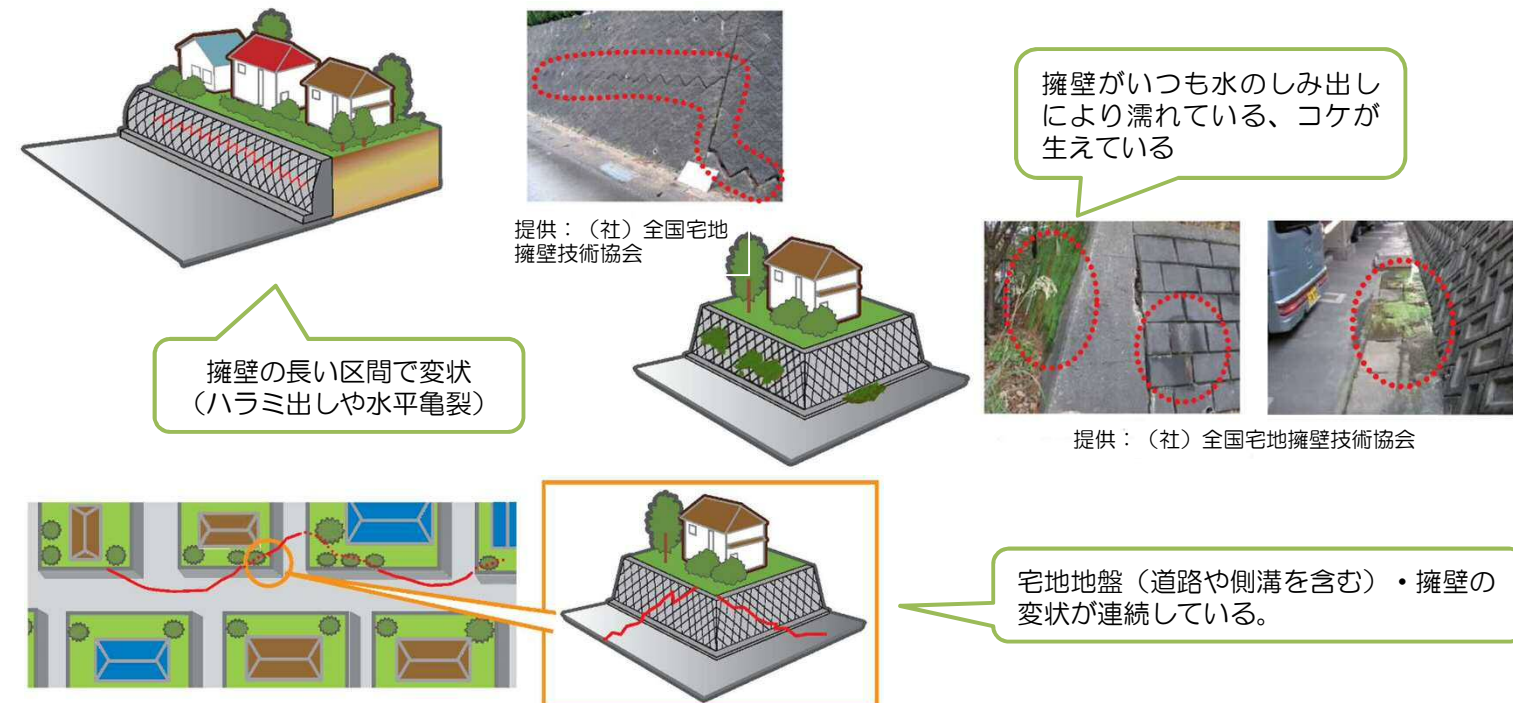
質問	回答
Q1：大規模盛土造成地マップを公表する目的は何ですか	県民の皆さんに大規模盛土造成地が身近に存在することを知らせていただき、防災意識を高めて、災害の未然防止や被害の軽減につながる「防災まちづくり」に活かして行くことを目的として公表します。
Q2：マップに示された箇所は危険ということですか	大規模盛土造成地マップは、県内に分布する大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模を示したものであり、その箇所が地震発生時に必ずしも危険ということではありません。
Q3：大規模盛土造成地マップで、自分の敷地が該当しているかわかりますか	大規模盛土造成地マップは、造成前後の地形図等を重ね合わせて大規模盛土造成地を抽出しており、古い地形図の精度や重ね合わせに伴う誤差を含んでおり、個々の敷地まで詳細に特定する精度はありません。
Q4：大規模盛土造成地に入っている場合、何か特別な手続きや条件が付くことがありますか	土地の造成や建築物の建築の際に、特別な手続きが必要になったり、特別な条件が付いたりすることはありません。
Q5：大規模盛土造成地の有無について、宅地建物取引業法に規定する重要事項説明書に記載する必要がありますか	宅地が大規模盛土造成地に含まれていても、宅地建物取引業法に規定する重要事項説明書に記載する必要はありません。なお、宅地建物取引業法では、重要事項に宅地造成等規制法に基づく「造成宅地防災区域の有無」を記載することとされていますが、県所管区域※には現在のところ宅地造成等規制法に基づく「造成宅地防災区域」に指定した区域はありません。 （※北九州市、福岡市、久留米市を除く）

## 関連する情報サイト

情報源	情報の種類	ウェブサイトアドレス
国土交通省	宅地耐震化推進事業(国の予算制度)	<a href="http://www.mlit.go.jp/crd/web/jigyo/jigyo.htm">http://www.mlit.go.jp/crd/web/jigyo/jigyo.htm</a>
国土交通省	大規模盛土造成地の滑動崩落対策について(制度の概要)	<a href="http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000004.html">http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000004.html</a>
国土交通省	わが家の宅地安全マニュアル	<a href="http://www.mlit.go.jp/crd/pamphlet.html">http://www.mlit.go.jp/crd/pamphlet.html</a>

## わが家の宅地チェックポイント ～大切な宅地を守るために～

宅地の災害を防ぐためには、宅地所有者や管理者の方々が、日頃から宅地や周辺の擁壁、斜面などに目を配り点検することによって、宅地被害の前兆となりうる異常を早く発見することができます。



出典：国土交通省「わが家の宅地安全マニュアル」（2010.2）

【大規模盛土造成地マップに関するご意見・ご質問は】  
 福岡県 建築都市部 都市計画課 開発第一係・開発第二係  
 MAIL [toshi@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:toshi@pref.fukuoka.lg.jp)

TEL (092)643-3715 FAX (092)643-3716  
 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号